

教職員の服務について

① 服務の全体の構成

北海道教育庁教職員局教職員課

教職員の服務

公務員がその勤務に服する場合のあり方を意味する。
いわば、公務員が守るべきルール（義務）のことである。

根本基準

○日本国憲法（昭和21年憲法）（抄）

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 **すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。**

3・4 略

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（サービスの根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

根本原理

○日本国憲法（昭和21年憲法）（抄）

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官**その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（サービスの宣誓）

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

○北海道職員のサービスの宣誓条例（昭和26年北海道条例第8号）（抄）

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

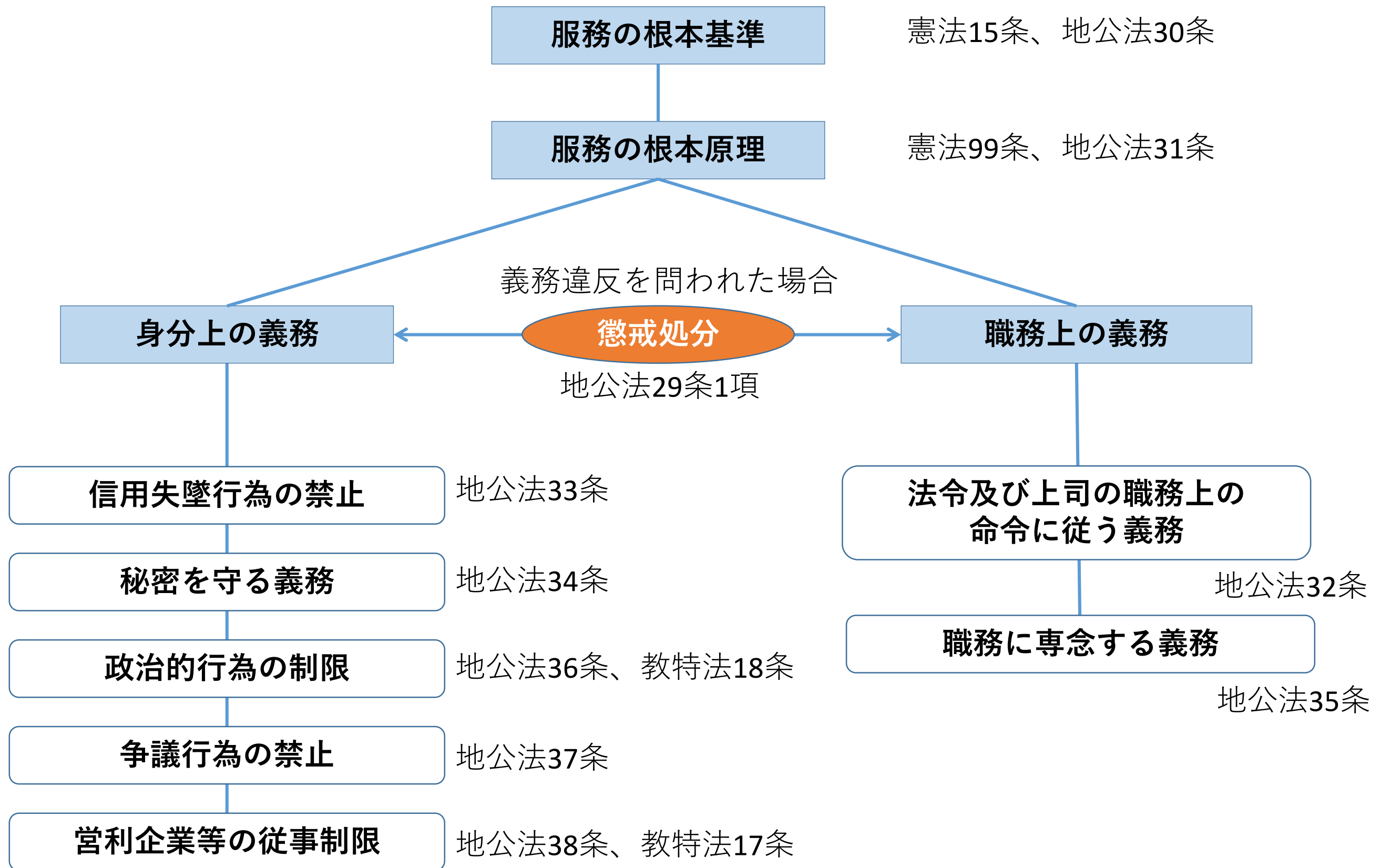
私は、地方自治の本旨を体するとともに、教育を通じて国民全体に奉仕すべき責務を深く自覚し、教育に従事する公務員として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。

【地方自治の本旨】

住民自治 住民の意思と責任に基づいて地方自治が行われるということ。

団体自治 国から独立した団体として自らの意思と責任の下で地方自治を処理すること。

地方公務員（及び教育公務員）の服務



【説明のまとめ】

- サービスの根本基準・根本原理の考え方を理解する。
- サービスの全体像をイメージとして理解する。